

## 荒川水系（埼玉県域）大規模氾濫に関する減災対策協議会 入間川流域部会規約（案）

### （名称）

第1条 この会議は、「荒川水系（埼玉県域）大規模氾濫に関する減災対策協議会 入間川流域部会」（以下「部会」という。）と称する。

2 部会は、荒川水系（埼玉県域）大規模氾濫に関する減災対策協議会規約に基づき設置する。

### （目的）

第2条 本部会は、令和元年台風第19号により入間川流域において大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、協議会の中に部会を設置し、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策をより一層、一体的、計画的に推進することを目的とする。

### （部会の対象河川）

第3条 本部会は、入間川、越辺川、小畔川、都幾川及び高麗川における埼玉県内の国直轄管理区間を対象とする。

### （部会の構成）

第4条 部会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるものほか、部会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を部会に求めることができる。

### （部会の実施事項）

第5条 部会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 令和元年台風第19号による被害の復旧や今後のハード対策とソフト対策の推進に関する、部会構成員と認識を共有するとともに、各対策の推進に向けた具体的な取組を策定する。
- 二 部会での取組情報を、協議会に展開することにより、協議会全体のハード対策・ソフト対策の一体的推進に資するものとする。
- 三 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

### （協議会資料等の公表）

第6条 部会は原則非公開とし、部会で提出された資料及び議事要旨は、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

### （事務局）

第7条 部会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所防災情報課で行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、部会で定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、令和元年11月14日から施行する。

川越市長

東松山市長

坂戸市長

川島町長

埼玉県 危機管理防災部長

埼玉県 県土整備部長

気象庁 熊谷地方気象台長

国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所長